

平成27年5月12日

答申第529号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「『受信料支払い拒否』の意思を明確にしている契約件数(直近)、拒否理由」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書がいずれも存在しないため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書はいずれも存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書はいずれも存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年5月12日(第216回審議委員会)

第544号諮問、審議、答申